

自己破産の手続きの流れ

①破産申立て

申立人の住所地を管轄する地方裁判所に破産申立てをします。規定の予納金を裁判所に収め、申立てが受理されたら裁判所より受理証明書が発行され、審尋の呼出状が、裁判所より申立人の住所地（送達先）に郵送されます。

↓

②破産宣告・同時廃止決定

同時廃止（破産者に配当すべき財産がないと判断された場合）
もしくは管財事件（破産者に一定の財産がある場合）

↓

破産管財人の選任

↓

債権者集会

↓

財産の処分・換金

↓

配当（債権額に応じ債権者に平等に分配）

↓

③免責審尋

破産決定から1～2ヵ月後に、免責審尋という裁判官との面接が行われます。この審尋で、裁判所が免責を認定し、債権者からの異議もなければ免責決定がなされます。

↓

④免責決定

免責決定が出されると官報で公告されます。

↓

⑤免責確定

官報公告の2週間後に免責が確定します。債務者は債権者に対する全債務の責任を免れ、同時に復権します。

※破産申立てから免責確定までは6ヵ月程の期間を要します。